

第4回塩尻市地域公共交通協議会
会議資料

令和2年12月22日(火)

塩尻市
都市計画課

塩尻市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 塩尻市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、塩尻市地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、塩尻市大門七番町3番3号塩尻市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 網形成計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 塩尻市長(以下「市長」という。)
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般旅客自動車運送事業者並びにその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 長野県警察
- (7) 道路管理者
- (8) 学識経験者
- (9) 市職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

- 2 会長は、市長とし、協議会を代表する。
- 3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 副会長及び監査員は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監査員は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、塩尻市の交通施策を担当する課に置く。

3 会長は、前項に掲げる課のほか、網形成計画の作成及び実施に関連する課等を事務局に参加させることができる。

4 事務局の処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議及び運営等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、特別な事情があると認められる協議については、これを公開しないことができる。

6 会長は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で議決された事項については、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(議事録)

第10条 協議会の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、当日出席した委員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(部会)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

塩尻市地域公共交通会議兼塩尻市地域公共交通協議会 名簿

NO	区分	所属	役職	氏名
	主宰	塩尻市	会長	小口 利幸
1	一般乗合旅客自動車運送事業者	アルピコタクシー(株)松本支社	副支社長	柳沢 賢一
2	一般乗合旅客自動車運送事業者 (元)	アルピコ交通(株)中南信支社	支社長	二條 宏昭
3	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	塩尻地区タクシー協議会代表	代表	小林 博明
4	一般旅客自動車運送事業者	辰野タクシー(株)	代表取締役	飯澤 和也
5	一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	信州アルピコタクシー労働組合	塩尻副支部長	中村 英樹
6	市内で運行している路線バス事業者	大新東株式会社松本営業所	担当	櫻井 利朗
7	住民又は利用者の代表者	大門地区区長会	会長	千葉 周一
8	住民又は利用者の代表者	塩尻東地区区長会	会長	鈴木 澄生
9	住民又は利用者の代表者	片丘地区区長会	会長	須澤 剛
10	住民又は利用者の代表者	広丘地区区長会	会長	今井 英雄
11	住民又は利用者の代表者	高出地区区長会	会長	小林 清人
12	住民又は利用者の代表者	吉田地区区長会	副会長	赤津 政義
13	住民又は利用者の代表者	洗馬地区区長会	会長	上條 勝
14	住民又は利用者の代表者	宗賀地区区長会	会長	松原 範雄
15	住民又は利用者の代表者	北小野地区区長会	会長	古厩 一
16	住民又は利用者の代表者	楢川地区区長会	会長	橋戸 勝
17	住民又は利用者の代表者	塩尻市友愛クラブ	会長	荻上 弘美
18	住民又は利用者の代表者	辰野町小野区	区長	宇治 元一
19	学識経験者	長野工業高等専門学校	教授	柳沢 吉保
20	国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者	国土交通省北陸信越運輸局交通企画課	課長	佐々木 凜太郎
21	国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者	国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画専門官	芦澤 千恵子
22	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	副所長	畦地 拓也
23	道路管理者	飯田国道事務所 木曾維持出張所	所長	上田 昌宏
24	道路管理者	松本建設事務所 維持管理課	課長	丸山 泰正
25	道路管理者	松本市 建設部維持課	課長	百瀬 信
26	道路管理者	辰野町 建設水道課	課長	宮原 利明
27	道路管理者	塩尻市 建設事業部建設課	課長	細井 良彦
28	長野県警察	塩尻警察署 交通課	課長	今溝 隆
29	長野県の関係行政機関の職員	長野県 企画振興部交通政策課	課長	小林 伸行
30	長野県の関係行政機関の職員	松本地域振興局 企画振興課	課長	兵藤 裕一
31	市職員	塩尻市 建設事業部	部長	中野 昭彦
32	その他市長が必要と認める者	長野県バス協会	専務理事	松井 道夫
33	その他市長が必要と認める者	東日本旅客鉄道(株) 塩尻駅	駅長	小林 雅秀
34	その他市長が必要と認める者	塩尻市PTA連合会	会長	松山 茂
35	その他市長が必要と認める者	塩尻市社会福祉協議会	会長	伊藤 高良
36	その他市長が必要と認める者	塩尻商工会議所	副会頭	浜 行雄
37	その他市長が必要と認める者	塩尻市観光協会	会長	塩原 悟文

塩尻市地域公共交通協議会事務局

事務局長 塩尻市都市計画課長 曾根原 博

塩尻市都市計画課、経営戦略課、観光課、教育総務課、こども課、福祉課、長寿課

第1号議案 塩尻市地域公共交通協議会規約の 一部を改正する規約(案)について

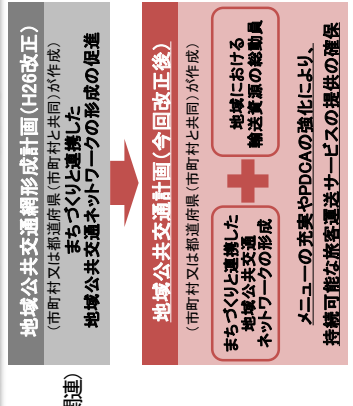
改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。)等の一部を改正する法律が、令和2年11月27日に施行されたことに伴い、塩尻市地域公共交通協議会規約及び当該規約に係る要領の改正を行うもの

持続可能な運送サービスの提供の確保を推進するための 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

地域が自らデザインする地域の交通【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画**」(マスタープラン)の作成
 - ・ 地方公共団体による**地域公共交通計画**(マスタープラン)の作成を**努力義務化**
 - ・ 国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
 - ・ 従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家所有有償旅客運送、福祉輸送、スクーリング等)も計画に位置付け**
- ⇒ バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ・ 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
⇒ データに基づきPDCAを強化
- 地域における**協力の促進**
 - ・ **乗合バス等の新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
 - ・ 通知を受けた**地方公共団体は**、新規参入等が想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**

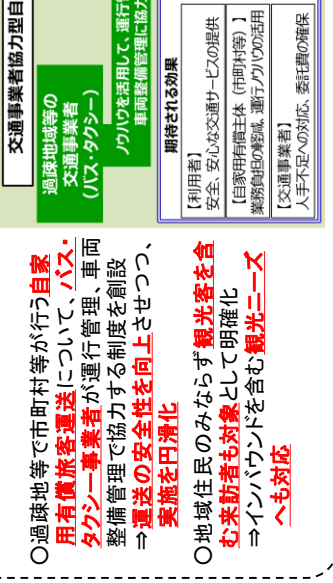


地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公表**により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設
 - ⇒ 従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**
- | 実施方法 | メニュー例 |
|------|---------------------------------------|
| ① | 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む) |
| ② | コミュニティバスによる継続 |
| ③ | デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続 |
| ④ | タクシー(乗用事業)による継続 |
| ⑤ | 自家所有有償旅客運送による継続 |
| ⑥ | 福祉輸送、スクーリングバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用 |

自家所有有償旅客運送の実施の円滑化

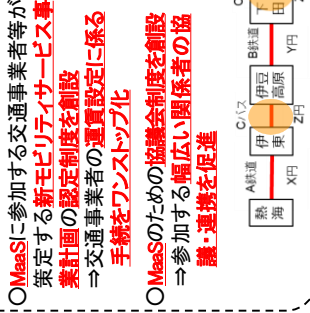


- 貨客混載に係る手続の円滑化
 - 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設
⇒ 旅客・貨物運送サービスの**生産性向上を促進**

既存の公共交通サービスの改善の徹底

- 利用者目線による路線の改善、運賃の設定
 - (現状) 地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや面一面的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
 - また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等**の調整は困難
 - (改正案)「**地域公共交通利便増進事業**」を創設
⇒ 路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗客割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
 - 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**

MaaSの円滑な普及促進に向けた措置



- 交通インフラに対する支援の充実【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】
 - 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
 - ・ **地域公共交通活性化再生法**に基づく認定を受けた**鉄道の整備**
⇒ 交通ネットワークを充実
 - ・ **物流総合効率化法**に基づく認定を受けた**物流拠点(トラックターミナル等)の整備**
⇒ 複数の事業者の連携による物流効率化を促進

塩尻市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

改正（新）	現行（旧）
<p>（設置）</p> <p>第1条 塩尻市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、塩尻市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。</p> <p>（1）交通計画の作成及び変更に関すること。</p> <p>（2）交通計画の実施に関すること。</p> <p>（3）交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>（4）略</p> <p>第4条～第7条第2項 略</p> <p>3 会長は、前項に掲げる課のほか、交通計画の作成及び実施に関連する課等を事務局に参加させることができる。</p> <p>第7条4項～第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和元年6月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、令和2年12月22日から施行する。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 塩尻市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、塩尻市地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。</p> <p>第2条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。</p> <p>（1）網形成計画の作成及び変更に関すること。</p> <p>（2）網形成計画の実施に関すること。</p> <p>（3）網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>（4）略</p> <p>第4条～第7条第2項 略</p> <p>3 会長は、前項に掲げる課のほか、網形成計画の作成及び実施に関連する課等を事務局に参加させることができる。</p> <p>第7条4項～第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和元年6月27日から施行する。</p>

塩尻市地域公共交通協議会規約（案）

（設置）

第1条 塩尻市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、**塩尻市地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)**の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、塩尻市大門七番町3番3号塩尻市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) **交通計画**の作成及び変更に関すること。
- (2) **交通計画**の実施に関すること。
- (3) **交通計画**に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 塩尻市長（以下「市長」という。）
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般旅客自動車運送事業者並びにその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 長野県警察
- (7) 道路管理者
- (8) 学識経験者
- (9) 市職員
- (10) その他市長が必要と認める者

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

- 2 会長は、市長とし、協議会を代表する。
- 3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 副会長及び監査員は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監査員は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、塩尻市の交通施策を担当する課に置く。

3 会長は、前項に掲げる課のほか、**交通計画**の作成及び実施に関連する課等を事務局に参加させることができる。

4 事務局の処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議及び運営等)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、特別な事情があると認められる協議については、これを公開しないことができる。

6 会長は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で議決された事項については、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(議事録)

第10条 協議会の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、当日出席した委員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(部会)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年12月22日から施行する。

塩尻市地域公共交通協議会事務局処務要領 新旧対照表

改正（新）	現行（旧）
<p>第1条～第3条第2項 略</p> <p>3 事務局員は、市の交通施策を担当する課の職員及び交通計画の作成及び実施に関連する課等の職員(事務局長が必要と認める者に限る。)をもって充てる。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>附 則 この要領は、令和元年6月27日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要領は、令和2年12月22日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条第2項 略</p> <p>3 事務局員は、市の交通施策を担当する課の職員及び網形成計画の作成及び実施に関連する課等の職員(事務局長が必要と認める者に限る。)をもって充てる。</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>附 則 この要領は、令和元年6月27日から施行する。</p>

塩尻市地域公共交通協議会事務局処務要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、塩尻市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第7条第4項の規定に基づき、塩尻市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項
（事務局に置く職及び職員）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、市の交通施策を担当する課の課長をもって充てる。

3 事務局員は、市の交通施策を担当する課の職員及び交通計画の作成及び実施に関連する課等の職員(事務局長が必要と認める者に限る。)をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の取扱いは、塩尻市の文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管守者は、別表のとおりとする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、塩尻市地域公共交通協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月22日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	様式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用する文書の 区分	個数	管守者
塩尻市地 域公共交 通協議会 長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 塩尻市地域 公共交通協 議会長之印 </div>	てん	方18	会長名にて執行 する文書	1	事務局長

第2号議案

令和2年度塩尻市地域内ファイダーシステム確保維持改善計画に係る
事業評価(案)について

令和2年度塩尻市地域内フィーダー系統確保維持計画

R1.10～R2.9

実績値

年	月	利用者数	運行日数	便数	便数合計	1便当たり平均
31年 (元年)	10月	1,374	31	4	124	11.1
	11月	1,501	30	4	120	12.5
	12月	1,011	24	4	96	10.5
R2年	1月	901	23	4	92	9.8
	2月	953	23	4	92	10.4
	3月	881	28	4	112	7.9
	4月	913	30	4	120	7.6
	5月	730	31	4	124	5.9
	6月	907	30	4	120	7.6
	7月	889	31	4	124	7.2
	8月	1,113	31	4	124	9.0
	9月	1,013	30	4	120	8.4
合計		12,186	342	48	1,368	8.9

計画の目標値	
1便あたりの乗車人数	11.5人
年間利用者数	15,700人

令和元年度塩尻市地域内フィーダー系統確保維持計画

参考

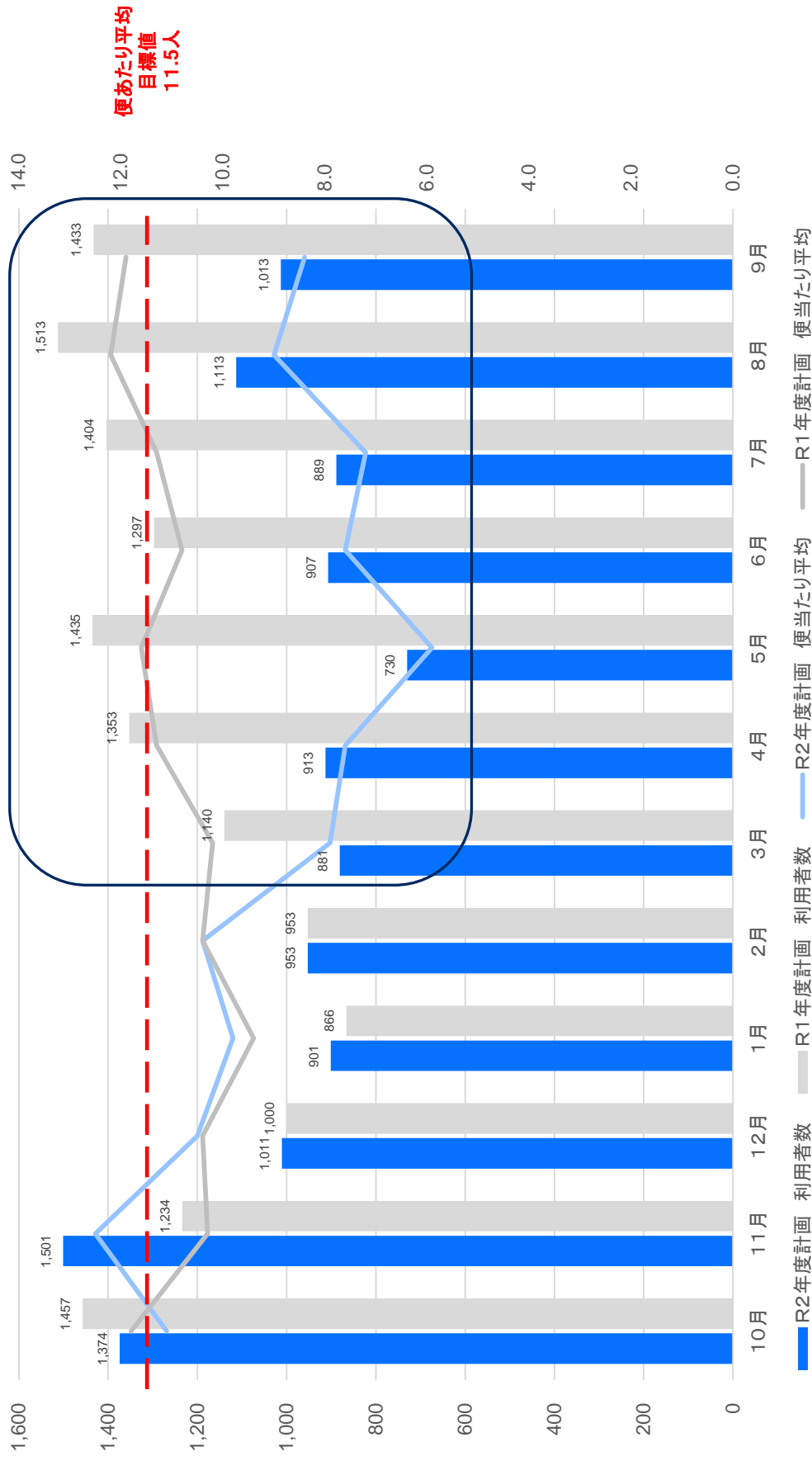
H30.10～R1.9

実績値

年	月	利用者数	運行日数	便数	便数合計	1便当たり平均
30年	10月	1,457	31	4	124	11.8
	11月	1,234	30	4	120	10.3
	12月	1,000	24	4	96	10.4
31年 (元年)	1月	866	23	4	92	9.4
	2月	953	23	4	92	10.4
	3月	1,140	28	4	112	10.2
	4月	1,353	30	4	120	11.3
	5月	1,435	31	4	124	11.6
	6月	1,297	30	4	120	10.8
	7月	1,404	31	4	124	11.3
	8月	1,513	31	4	124	12.2
	9月	1,433	30	4	120	11.9
合計		15,085	342	48	1,368	11.0

計画の目標値	
1便あたりの乗車人数	11.0人
年間利用者数	14,500人

令和2年度計画の目標値 年間利用者数15,700人、便あたり平均11.5人を下回る結果 ⇒3月以降新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動規制を背景として利用者が減少



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和2年12月22日

協議会名: 塩尻市地域公共交通会議

評価対象事業名: 地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
アルピコタクシー(株)	・北小野線 (勝弦先廻り)塩尻駅前～子ロルの森～勝弦詰所前～小野駅前～憑生鮮食品館前～塩尻駅前(古町先廻り)塩尻駅前～憑生鮮食品館前～小野駅前～勝弦詰所前～子ロルの森～塩尻駅前	前回計画では、位置づけられた目標値を達成したため、上方修正し、更なる利用者向上を目指した。 具体的な取り組みとしては、地域公共交通網形成計画の策定に向け、地域住民との意見交換会を実施し、利用者意識の醸成をはかった。また、現状の交通網に対する課題をヒアリングし、次年度以降の計画に反映していけるよう改善策の立案に向け、仮説をたてた。	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された	1便あたり11.5人、年間利用者目標15,700人の目標値に対し、それぞれ8.9人、12,186人と目標値を下回る結果となった。 背景としては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動規制の結果、利用者が落ち込んだものと推察される。	子ロルの森の廃止に伴い、当該バス停の廃止及び日・祝日の廃止を検討するほか、速達性の改善を目的として、主要バス停を中心に運行する速達便の導入を検討するなど、次回までのダイヤ改正時に改善を図っていく。

④評価基準

- A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
- B 事業が計画に位置づけられたとおりを実施されていない点があった
- C 事業が計画に位置づけられたとおりを実施されなかった

⑤評価基準

- A 事業が計画に位置づけられた目標を達成した(する見込み)
- B 事業が計画に位置づけられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)
- C 事業が計画に位置づけられた目標を達成できなかった(達成できない見込み)